

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書等の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和3年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和3年3月18日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 該当案件

令和3年度から令和6年度までの4年間に執行予定の全ての選挙の選挙公報及び審査公報各戸配布業務。

現在予定している以下の各案件について、選挙執行が確定次第、個別に契約を行う。

ただし、契約は選挙ごとに判断し、各選挙における本事業の予算配当があり、かつ各選挙における履行状況が良好であることを条件とする。

なお、辞職や衆議院の解散等により急遽選挙が執行される場合においては、原則として本プロポーザルにて決定する相手方との契約を想定しているが、実際の契約の可否については双方協議の上、決定する。

※本プロポーザルでは、直近の選挙である「令和3年都議選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）」を主な評価対象事例として選定を行う（一部例外あり）。

#### <令和3年度>

件名：令和3年都議選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）

種類：東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）選挙公報

規格：ブランケット判4頁、両面刷り

件名：第49回衆院選に伴う選挙公報及び審査公報の各戸配布委託（概算契約）

種類：①衆議院（小選挙区選出）議員選挙選挙公報（東京都第5区）

②衆議院（小選挙区選出）議員選挙選挙公報（東京都第6区）

③衆議院（比例代表選出）議員選挙選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査審査公報

※①、②は「衆議院（小選挙区選出）議員選挙における世田谷区選挙区」

【別紙1】の区域のとおり、東京都第5区、東京都第6区に分かれており、地域により配布すべき選挙公報が異なるので注意すること。なお、誤配布を防ぐため配布員は選挙区をまたがない配布担当地域とすること。

※③は②に折り込まれて納品される。

規格：①ブランケット判2頁、両面刷り

②ブランケット判2頁、両面刷り

③ブラケット判8頁（比例6頁、審査2頁）、両面刷り  
＜令和4年度＞

件名：第26回参院選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）

種類：①参議院（東京都選出）議員選挙選挙公報

②参議院（比例代表選出）議員選挙選挙公報

規格：①ブラケット判8頁、両面刷り

②ブラケット判8頁、両面刷り

＜令和5年度＞

件名：令和5年区議・区長選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）

種類：①世田谷区議会議員選挙選挙公報

②世田谷区長選挙選挙公報

規格：①ブラケット判8頁、両面刷り

②タブロイド判2頁、両面刷り

＜令和6年度＞

件名：令和6年都知事選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）

種類：東京都知事選挙選挙公報

規格：ブラケット判6頁、両面刷り

※いずれの選挙公報及び審査公報（以下「公報」という。）も頁数は候補者（政党等）数等及び審査に付される裁判官数により増減する。

## （2）業務内容

区内全世帯及び全事業所への公報の配布

## （3）契約期間

前記「（1）該当案件」の各案件とも契約締結の日より約3か月

## 2 提案限度額

金8,254,400円（税込）

※「令和3年都議選に伴う選挙公報各戸配布委託（概算契約）」のみの提案限度額を示している。

## 3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

（1）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

（3）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4）都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

（5）東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「広告代理」又は「その他の業務委託等」に登録があり、「A」「B」のいずれかに等級格付けされていること。

(6) 平成28年度以降、世田谷区を含む東京都内の自治体において選挙公報各戸配布委託契約の実績(20万部以上)を有すること。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 業務実績

##### (2) 業務遂行能力

###### ① 配布計画の実効性

- ・適切な配布スケジュール
- ・配布日ごとの配布従事者予定人数
- ・配布従事者一人あたりの1日の配布数
- ・通常の日天時における配布対策
- ・台風等による荒天の影響で配布が一時中断された時の対策
- ・新型コロナウイルス感染症における罹患者が発生した際の業務継続態勢
- ・業務責任者から配布従事者までの配布及び連絡態勢
- ・公報の保管・数量管理の方法
- ・衆議院議員選挙時の東京都第5区、東京都第6区における配布方法・態勢
- ・区境における配布方法・態勢
- ・重点箇所リスト・配布拒否リストの対応方法

###### ② 配布従事者への指導態勢

##### (3) 見積り金額

※「令和3年都議選に伴う選挙公報各戸配布委託(概算契約)」のみを評価の対象とする。

#### 6 手続等

##### (1) 担当

世田谷区選挙管理委員会事務局 選挙公報担当

住 所 〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区民会館2階

電 話 03-5432-2757 (直通)

F A X 03-5432-3045

電子メール SEA02070@mb.city.setagaya.tokyo.jp

##### (2) 募集説明書の交付

###### ① 期間

令和3年3月18日(木)から令和3年3月31日(水)まで

###### ② 場所

世田谷区ホームページ及び前記「(1) 担当」

### ③方法

以下のどちらかを選択。

ア 世田谷区ホームページからダウンロード

※[トップページ](#)→[区政情報](#)→[選挙](#)→[選挙について](#)

URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/007/001/d00190450.html>

イ 前記「(1) 担当」の窓口にて配布

※窓口での配布時間は午前9時から午後5時までとする（土・日曜日、祝日を除く）。

### (3) 参加表明書等の提出

#### ①書類

- ・参加表明書【様式1】 1部
- ・前記「1 業務概要(1) 該当案件」の各案件の見積書各1部
- ・前記「3 参加資格(4) 及び(6)」を確認できる資料（契約書の写し等）1部

#### ②期限

令和3年3月31日（水）午後5時（時間厳守）

#### ③場所

世田谷区選挙管理委員会事務局

#### ④方法

原則、直接持参とする。

なお、郵送での提出も可能とするが、期限必着で書留郵便に限る。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする（土・日曜日、祝日を除く）。

### (4) 質疑・回答

#### ①受付期間

招請通知書受領後から令和3年4月9日（金）午後5時まで

※招請通知書は令和3年4月1日（木）に郵送する。

※質問票【様式2】（説明書に添付）に質問事項を記入のうえ、電子メール又はファクシミリで行うこと。

#### ②回答

令和3年4月16日（金）午後5時までに、招請を通知した全ての事業者に電子メールまたはファクシミリで回答する。

### (5) 提案書等の提出

#### ①書類

- ・提案書7部（正本1部、副本6部）
- ・前記「1 業務概要(1) 該当案件」の各案件の見積書各1部
- ・会社案内の資料（パンフレット等）1部

#### ②期限

令和3年4月28日（水）午後5時まで（必着）

#### ③場所

世田谷区選挙管理委員会事務局

#### ④方法

原則、直接持参とする。

なお、郵送での提出も可能とするが、期限必着で書留郵便に限る。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする（土・日曜日、祝日を除く）。

※提案書は、USBメモリに格納し、紙媒体の提案書とともに提出すること。

#### 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 世田谷区選挙管理委員会事務局
- (6) 参加表明書及び提案書等の作成並びに提出にかかる費用の負担について、世田谷区では一切負担しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様は、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提案書等に虚偽の記載をした場合には提出された提案書等を無効とする。
- (10) 詳細は募集説明書及び仕様書による。